

次世代施設園芸導入加速化支援事業実施要綱の一部改正について

25生産第3014号
平成26年2月6日
農林水産事務次官依命通知

改正 平成26年4月1日 25生産第3380号

改正 平成27年4月9日 26生産第3366号

最終改正 平成28年4月1日 27生産第2935号

次世代施設園芸導入加速化支援事業の実施に係る次世代施設園芸導入加速化支援事業実施要綱（平成26年2月6日付け25生産第3014号農林水産事務次官依命通知）が別紙のとおり一部改正されたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導をお願いする。

(別紙)

次世代施設園芸導入加速化支援事業実施要綱

第1 趣旨

本事業は、先端技術と強固な販売力を融合させ、木質バイオマス等の地域資源エネルギーを活用するとともに、生産から調製・出荷までの施設の大規模な集約化やICTを活用した高度な環境制御を行うことにより、低コストな周年・計画生産を実現し、所得向上と地域の雇用を創出することを目的とする。

第2 事業の内容

本事業の内容は、次の1から3までに掲げるものとし、事業の種類及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

また、本事業の目標年度、成果目標等の要件は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるとおりとする。

1 次世代施設園芸拠点の整備

木質バイオマス等の地域の未利用資源を活用する脱石油型エネルギー供給施設や完全人工光型植物工場を活用した種苗生産施設、高度な環境制御を行う園芸施設、集出荷貯蔵施設等を整備する。

2 次世代施設園芸推進に必要な技術実証の推進

生産コスト縮減や野菜の機能性向上、未利用資源・エネルギーの活用等に係る技術実証等を行う。

3 次世代施設園芸推進に必要な環境整備の推進

次世代施設園芸コンソーシアム（民間事業者、園芸作物の生産者、都道府県その他別表に定める者から構成されるものをいう。以下「コンソーシアム」という。）で運営方針を協議し、異業種連携・直接流通等の差別化販売のためのマッチング等を行う。

第3 事業実施主体

1 第2の1から3までの事業（以下「拠点整備事業」という。）にあっては、コンソーシアム。

2 1のコンソーシアムの構成員である地方公共団体又は地方公共団体が出資する法人が拠点整備事業の各メニューを直接実施する場合は地方公共団体及び地方公共団体が出資する法人。

第4 事業の実施手続等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体が拠点整備事業を実施しようとするときは、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画（以下「拠点整備事業実施計画」という。）を作成し、都道府県知事を経由して地方農政局長等（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

2 事業実施計画等の承認

- (1) 地方農政局長等は、1により提出された拠点整備事業実施計画について、生産局長が別に定める要件や第5の費用対効果分析の内容を満たしているかを確認・精査した上で、生産局長に提出するものとする。
- (2) 生産局長は、(1)により提出された拠点整備事業実施計画について、第5の費用対効果分析の結果及び生産局長が別に定める要件を総合的に評価し、適当であると認められるときは、承認するものとする。
- (3) 生産局長は、(2)の承認に当たっては、生産局長が別に定めるところにより、選定審査委員会の意見を聴取するものとする。

3 事業実施の重要な変更

事業実施の重要な変更は、生産局長が別に定めるものとする。その際の手続は、上記1及び2に準じて行うものとする。

4 事業の実施期間

拠点整備事業の実施期間は、原則として3年以内とする。ただし、生産局長が別に定める場合はこの限りではない。

第5 費用対効果分析

事業実施主体は、拠点整備事業実施計画の策定に当たり、自らが実施しようとする事業について、費用対効果分析を用いて事前に評価を行うものとする。

第6 国の助成措置

国は、第4の2の(2)により拠点整備事業実施計画を承認したときは予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について補助金を交付するものとする。

第7 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度までの間、生産局長が別に定めるところにより、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書を作成し、都道府県知事を経由して地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1により報告された内容について、内容に不備が無いか確認した上で、生産局長に報告するものとする。
- 3 生産局長は、事業の実施状況が不適切と判断された場合は、事業計画の変更及び中止を求めることができるものとする。

第8 事業の評価

- 1 拠点整備事業を実施した事業実施主体は、拠点整備事業実施計画に定められた目標年度の翌年度において、当該目標年度における成果目標の達成状況について、生産局長が別に定めるところにより事業評価を行い、その結果を都道府県知事を経由して地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等（生産局長を除く。）は、1により報告された内容について、内容に不備が無いか確認した上で、生産局長に報告するものとする。

- 3 生産局長は、1及び2により報告を受けた事業評価の内容を精査し、必要に応じ、生産局長が別に定めるところにより、事業実施主体に対し指導を行うとともに、その結果を公表するものとする。

第9 指導推進等

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、事業実施主体に対し必要な助言及び指導を行うものとする。
- 2 都道府県知事は、事業実施主体全体の調整役として、拠点整備事業の効果的な運営を図るため、市町村及び農業団体等関係機関と連携し、事業実施主体や取組主体に対する必要な指導を行うものとする。特に、地域資源のエネルギーについては、安定的に供給されるよう、都道府県知事は、十分に配慮するものとする。

第10 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は平成27年4月9日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の次世代施設園芸導入加速化支援事業実施要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表（第2関係）

次世代施設園芸コンソーシアムの構成員	
次世代施設園芸コンソーシアムの構成員は次に掲げる者とする。 なお、都道府県、園芸作物の生産者、民間事業者は必須の構成員とする。	
1	都道府県
2	市町村
3	園芸作物の生産者
4	民間事業者
5	農業協同組合連合会
6	農業協同組合
7	公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
8	農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
9	農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）
10	特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第1項に規定する団体をいう。）

事業の種類	補助率
I 次世代施設園芸拠点の整備 1 脱石油型エネルギー供給施設整備 2 種苗生産施設整備 3 園芸施設整備 4 集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設整備 5 拠点基盤整備	事業の種類欄Ⅰの補助率は事業費の1/2以内とする。
II 次世代施設園芸推進に必要な技術実証の推進 1 生産コスト削減のための技術実証 2 生産物の品質等を向上させる技術実証 3 未利用資源・エネルギーの活用に係る技術実証 4 ICT等を活用した高度環境制御・栽培管理システムの導入実証	事業の種類欄Ⅱの補助率は定額とする。
III 次世代施設園芸推進に必要な環境整備の推進 1 異業種連携や直接流通等差別化販売を目指すマッチング等の取組 2 障害者雇用や作業療法等、福祉への貢献に資する取組 3 次世代施設園芸拠点推進のための取組	事業の種類欄Ⅲの補助率は定額とする。